



令和7年分の“年末調整”が変わります。

毎年、税制改正は行われますが、今年は所得税の関係が大きく変わります。ご注意ください。
以下の改正は12月1日以後に行う年末調整に適用されます。(令和7年分の所得税)

(1)給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円から最低保障額が65万円に引き上げられ「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

(2)基礎控除の見直し

居住者の合計所得金額に応じて、基礎控除額が最高95万円まで引き上げられました。

合計所得金額 ※2 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除		改正前 (参考)
	改正後		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3999円以下)	95万円 ※1		48万円
336万円以下 (475万1999円以下)	88万円 ※1	58万円	
489万円以下 (665万5556円以下)	68万円 ※1		
655万円以下 (850万円以下)	63万円 ※1		
2,350万円以下 (2,545万円以下)	58万円		

※1 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお加算は居住者のみ適用があります。

※2 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

※3 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

(3)特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族(生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者、専従者は除きます)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人)を有する場合、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(4)扶養親族等の所得要件の改正

(2)の基礎控除の見直しに伴い、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。
また(1)給与所得控除の見直しに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する最低保障額が65万円(改正前55万円)に引き上げられました。

扶養控除の区分	所得要件 ※1 (収入が給与だけの場合の収入金額 ※2)	
	改正後	改正前 (参考)
扶養控除・同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超133万円以下 (123万円超 201万5999円以下)	48万円超133万円以下 (103万円超 201万5999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

※1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

※2 特定支出控除の適用がある場合は、表の金額とは異なります。

【裏面に続きます】



JRでお出かけの際は、飛驒金山駅で切符を買いましょう！

(令和8年1月1日以後に適用される所得税の改正)

(1) 給与所得の源泉徴収税額表の改正

前項「(1)給与所得控除の見直し」及び「(2)基礎控除の見直し」に伴い、令和8年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表」について、所要の改正が行われました。

(2) 扶養控除(異動)申告書の記載事項の改正(源泉控除対象親族の創設)

令和7年分までの「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」には、「控除対象扶養親族」を記載することとされていましたが、前項「(3)特定親族特別控除の創設」に伴い、令和8年分以後の扶養控除等(異動)申告書には、「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

この改正に伴い、令和8年分以後、給与所得の源泉徴収税額表により求める税額について、扶養控除等(異動)申告書に記載された「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に算定することとされました。

なお、「源泉控除対象親族」とは、次の①または②に該当する人をいいます。

①控除対象扶養親族

②居住者と生計を一にする親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます)のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人

(厚生労働省)最低賃金引上げを受けて、賃上げに取り組む事業者の支援をしています

○ 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

○ キャリアアップ助成金

賃金規程等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合にキャリアアップ助成金の「賃金規程等改定コース」が利用できます。 ※最低賃金の改定に伴う賃金規程等の改定をした場合も対象になります。

○ IT導入補助金、ものづくり補助金、省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引上げ、優先的に採択します。 ※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

詳しい情報は、[賃上げ支援](#)で厚生労働省、経済産業省、または中小企業庁のホームページを検索。

◎ 商工会会費(後期分)の納入をお願いします。

今月、同封しております納付書で、R7年度後期分の商工会費を 12月30日(火)までにお支払いいただきますようお願いいたします。

※金融機関と振込方法(窓口・ATM)によっては、手数料負担と振込み用紙への記入が必要になります。

・関信: 窓口とATM(現金)では、振込み手数料が必要です。

・益信: 同封の納付書で入金できます。

・飛騨農協、八信: 専用の振込み用紙への記入が必要です。

お問合わせやご相談は 金山町商工会まで

〒509-1614 金山町大船渡 571-1 (金山振興事務所 2 階) TEL 32-3370 FAX 32-2882